



「投資運用業」とは

◆投資運用業とは

☞ 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うこと

どの区分で申請するかによって、必要な要件(人的構成等)が変わります

☞ 「投資運用業」の行為種別

投資法人資産運用業 (金商法第2条第8項12号イ)	登録投資法人と委託契約を締結し、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
投資一任業 (金商法第2条第8項12号ロ)	投資家と投資一任契約を締結し、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
投資信託委託業 (金商法第2条第8項14号)	投資信託の信託財産の運用として、有価証券又はデリバティブ取引に投資し、金銭その他の財産の運用を行う業務
ファンド運用(自己運用)業 (金商法第2条第8項15号)	集団投資スキーム持分など所定の権利の保有者から出資・拠出を受けた金銭その他の財産について、主として有価証券又はデリバティブ取引に投資し運用を行う業務

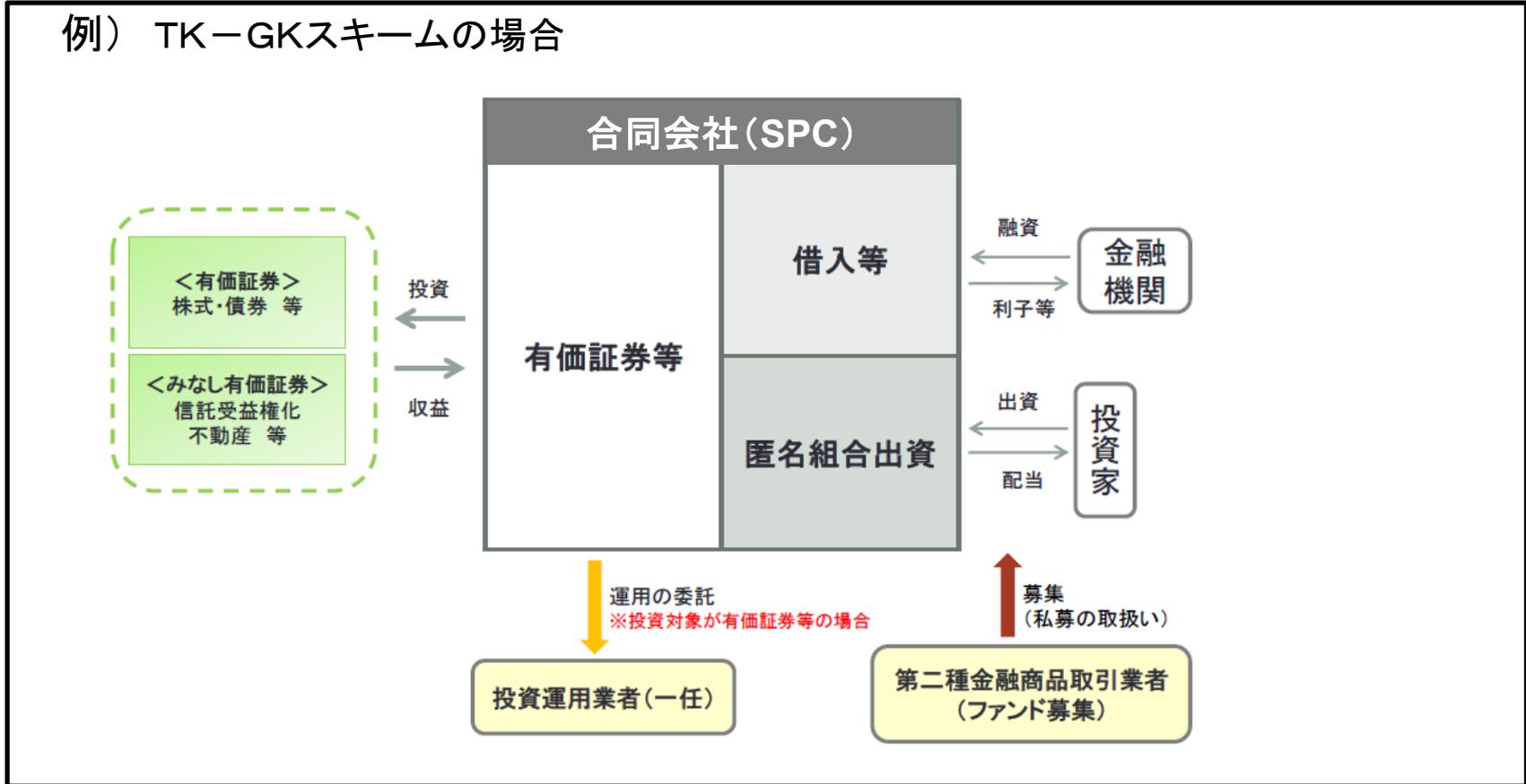




「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(第二種金融商品取引業・投資運用業)

例) TK-GKスキームの場合

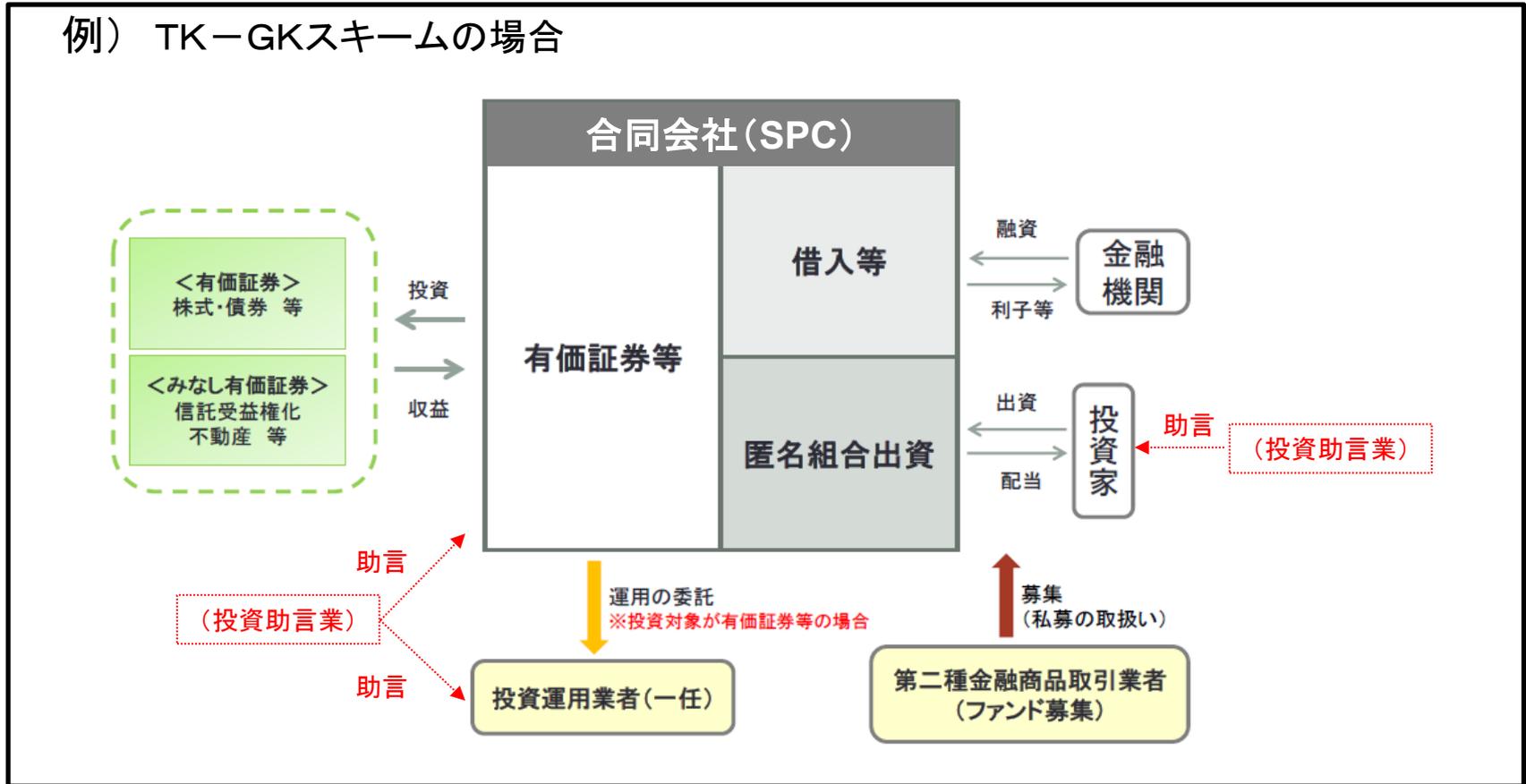




「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(投資助言・代理業)

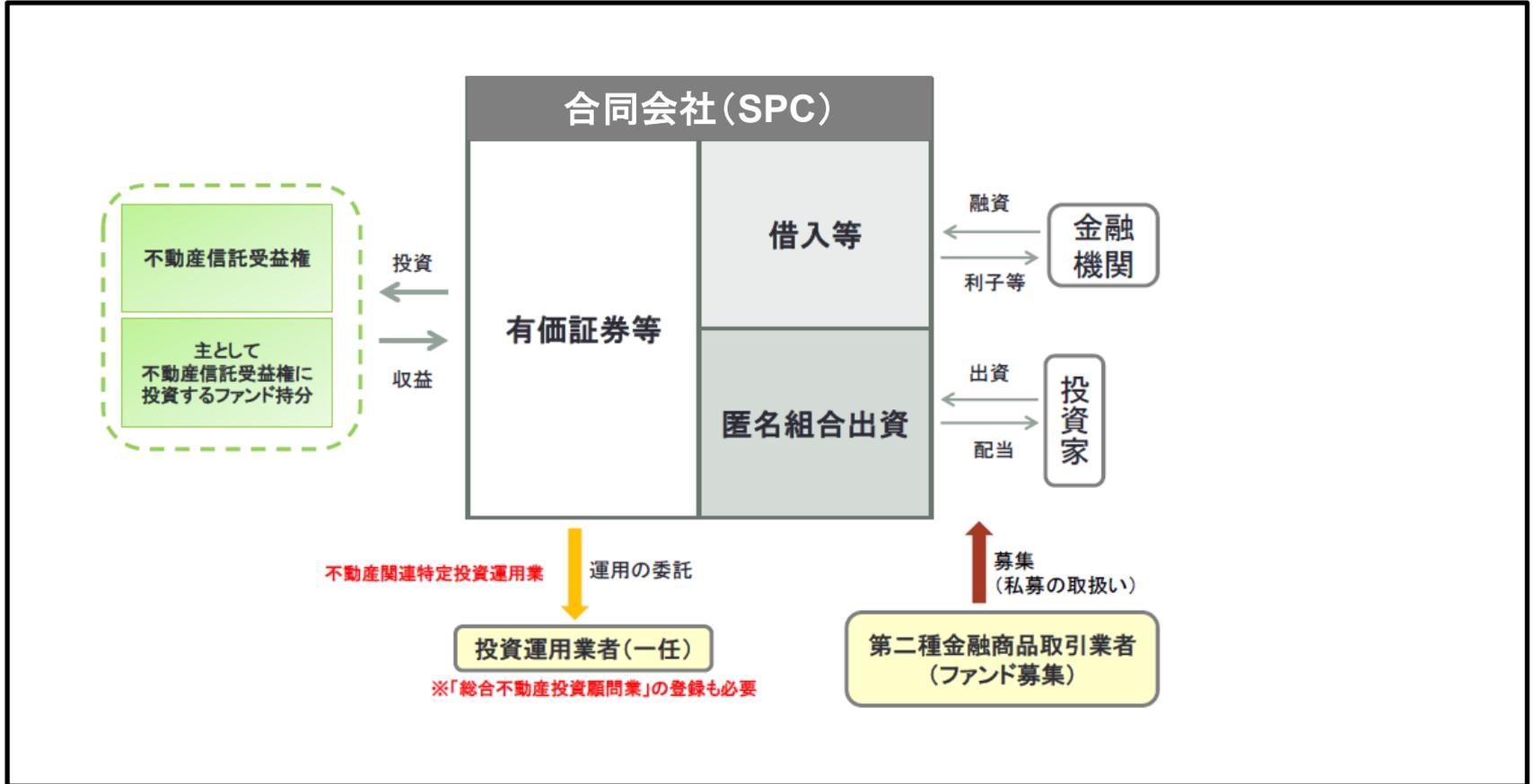
例) TK-GKスキームの場合





「投資運用業」とは

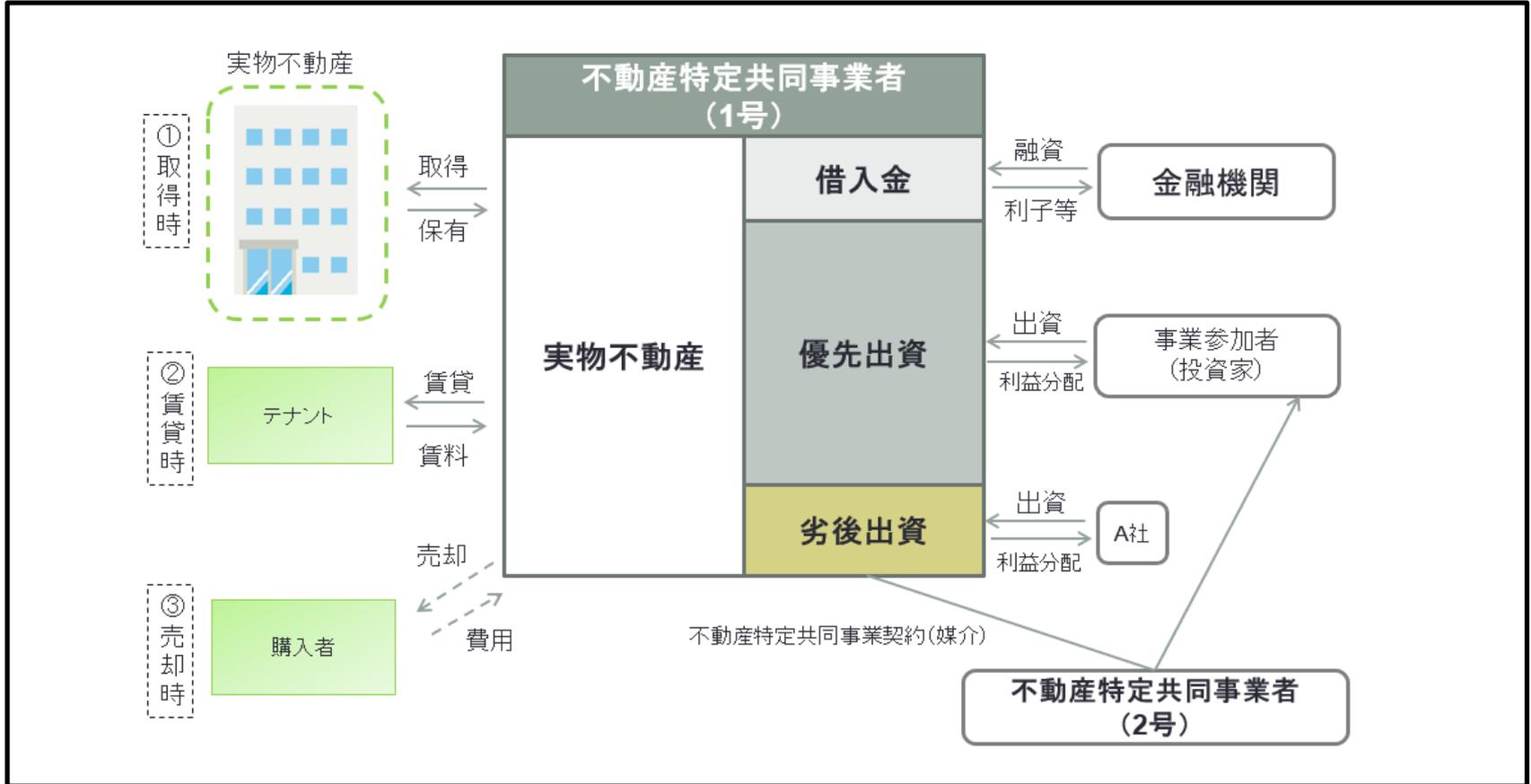
◆ケーススタディ(不動産関連特定投資運用業の場合)





「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(例:投資対象物が「実物不動産」の場合)

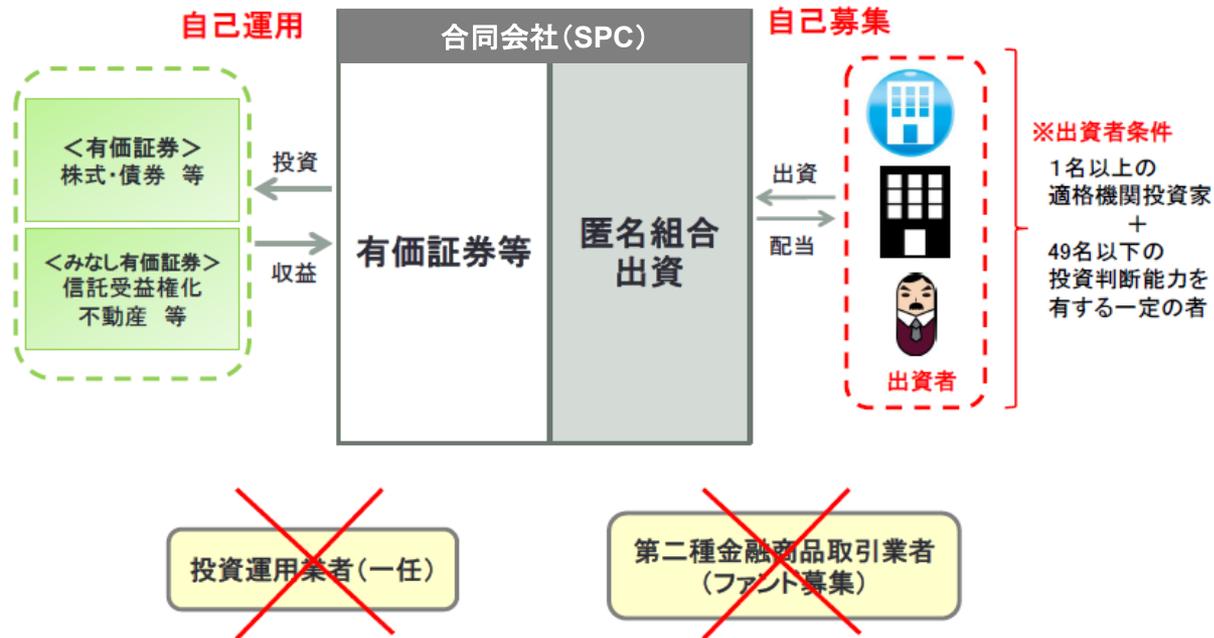




「投資運用業」とは

◆ケーススタディ(例外スキーム:適格機関投資家等特例業務届出)

1名以上の適格機関投資家×49名以下の投資判断能力を有すると見込まれる一定の者向の
集団投資スキーム持分の自己募集又は自己運用については、登録ではなく、届出で可。





「投資運用業」とは

◆適格投資家向け投資運用業(プロ向け投資運用業)とは

☞ 「適格投資家向け投資運用業」に該当するには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- | |
|-------------------------------------|
| ①全ての運用資産に係る権利者(出資者)等が「適格投資家」のみであること |
| ②全ての運用資産の総額が200億円を超えないこと |

☞ 「適格投資家」とは・・・

<p>特定投資家 (金商法第29条の5)</p>	<p>①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行 ④上場会社 ⑤資本金の額が5億円以上の株式会社 ⑥金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人 等</p>
<p>特定投資家に準ずる者 (内閣府令第16条の6)</p>	<p>①資本金の額が5千万円以上である法人 ②純資産の額が5千万円以上である法人 等</p>
<p>金融商品取引業者と 密接な関係を有する者 (施行令第15条の10の7) (内閣府令第16条の5の2)</p>	<p>①当該金融商品取引業者の役員・使用人 ②当該金融商品取引業者の親会社等 等</p>





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

登録申請時だけでなく、登録完了後も要件を満たし続ける必要があります！

①会社の要件

☞ 「株式会社」であること

- ・個人での登録は不可。
- ・組織としてのガバナンスを発揮する為、「合同会社」等も不可。

☞ 「取締役会設置会社」であること

- ・取締役会設置会社には、[取締役3名＋監査役1名](※)以上が必要。
(※)投資運用業者は、取締役・監査役の役員任期の伸長不可。

☞ 定款の目的欄に「投資運用業」等の記載があること





★適格投資家向け投資運用業との違い

◆主な登録要件(実務上の確認ポイントを含む)

登録申請時だけでなく、登録完了後も要件を満たし続ける必要があります！

①会社の要件

☞ 「株式会社」であること

- ・個人での登録は不可。
- ・組織としてのガバナンスを発揮する為、「合同会社」等も不可。

☞ 「取締役会設置会社」であること

★適格投資家向け投資運用業の場合・・・取締役会が不要に。

- ・取締役会設置会社には、[取締役3名＋監査役1名](※)以上が必要。
- (※)投資運用業者は、取締役・監査役の役員任期の伸長不可。

☞ 定款の目的欄に「投資運用業」等の記載があること





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

②事務所の要件

☞ 適切な事務所の使用権限を有していること

- ・賃貸の場合：賃貸借契約書の[名義/使用用途/契約期間]が適切か
- ・転貸の場合：所有者の承諾、適切な権限の流れが確認できるかどうか
- ・所有の場合：そもそも事業用に使用できる物件かどうか 等

☞ 物理的な独立性を確保できていること

- ・登録申請時には、「役職員の名入り配席図／事務所平面図」を提出
物理的に独立した区画を、登録申請者1社で占有できているかどうか

NG事例

(X) バーチャルオフィス、シェアオフィス、パーティションで区画した他社共有オフィス 等





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

③財産の要件

☞ 資本金が「5,000万円以上」であること

- ・申請時点で、会社謄本（履歴事項全部証明書）上で資本金要件を確認

☞ 純財産額（※）が「5,000万円以上」であること

（※）資産の合計金額から、負債の合計金額を控除して算出した額

- ・登録後に純財産額要件に抵触した場合、監督上の処分の対象となる

☞ 決算内容・決算見込みが良好であること（経営状況の安定性）

- ・直近1年間の決算書＋登録後3年間の収支計画の提出が必要





★適格投資家向け投資運用業との違い

◆主な登録要件(実務上の確認ポイントを含む)

③財産の要件

☞ 資本金が「5,000万円以上」であること

- ・申請時点で、会社謄本(履歴事項全部

★適格投資家向け投資運用業の場合・・・
資本金、純資産額共に1,000万円以上

☞ 純資産額(※)が「5,000万円以上」であること

(※)資産の合計金額から、負債の合計金額を控除して算出した額

- ・登録後に純資産額要件に抵触した場合、監督上の処分の対象となる

☞ 決算内容・決算見込みが良好であること(経営状況の安定性)

- ・直近1年間の決算書＋登録後3年間の収支計画の提出が必要

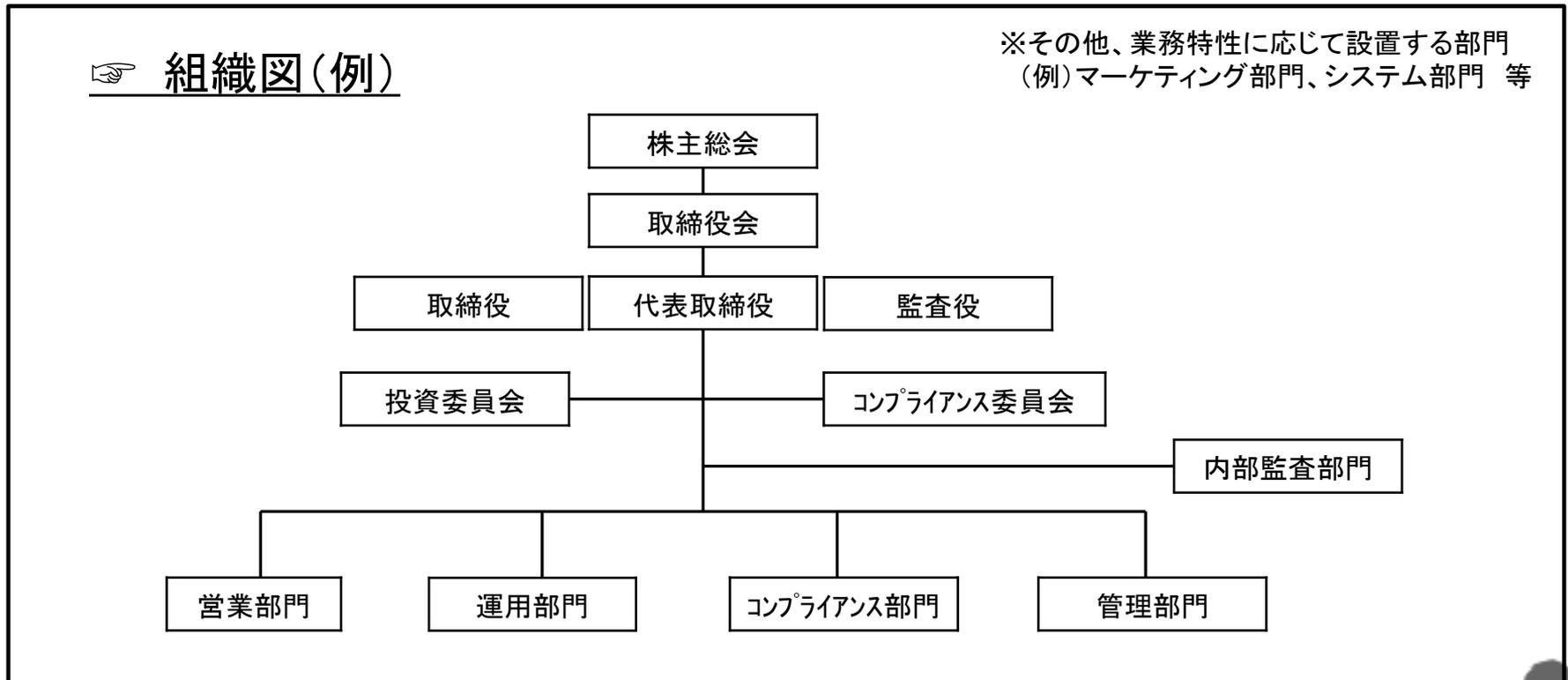




主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④人・組織の要件





主な登録要件(投資運用業(投資一任業))

◆ 主な登録要件(実務上の確認ポイントを含む)

④人・組織の要件

👉 人的構成要件

<役員層>

金融商品取引法上、具体的な要件(どんな経験が何年以上あれば可等)は明記されていない。個社別に「業務を適確に遂行できる」体制を検討する。

役 職	確 認 ポ イ ン ト
代表取締役	その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること = 投資運用業者の経営者としての資質
常務に 従事する 役員	金商法等の関連諸規制や監督指針で示す経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金商業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験(※)を有すること = 金商法のコンプライアンス・リスク管理等に関する知識・経験

(※)「知識」: 金融商品取引業務に関連して、過去に取得した「資格・検定」や受講した「研修」等
例) 証券外務員、内部管理責任者、金融内部監査士 等

「経験」: 過去に金融商品取引業者に勤務し、実際に専門的実務に携わった実務経験等

- (ポイント) ①金融商品取引法施行後、②金融商品取引業登録をしている会社で、
③実際に金融商品取引業務を担当した経験(目安: 少なくとも3年以上)があるか





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆ 主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④人・組織の要件

👉 人的構成要件

<実働部隊>

投資判断を行う部門と注文を発注する部門が基本的には分離が必要（組織的な分離が困難な場合は、担当者レベルで分離）

役職	確認ポイント
運用部門 責任者	権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
コンプライアンス部門 責任者	資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
内部監査部門 責任者	金融商品取引業者での内部監査業務経験（会計監査ではなく、業務監査）やその為に必要な知識があること。

（主なポイント）

- ①各部門の責任者：担当業務に通じた知識・経験がある人員が配置されているか
- ②各部門の業務が適切に遂行できるだけの人員が確保されているか





★適格投資家向け投資運用業との違い

◆ 主な登録要件(実務上の確認ポイントを含む)

④人・組織の要件

人的構成要件

<実働部隊>

役職	確認ポイント
運用部門責任者	権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
コンプライアンス部門責任者	資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
内部監査部門責任者	そ

★適格投資家向け投資運用業の場合・・・

運用を行う資産に関して、少なくとも**1年以上**、助言又は運用を行う業務に従事していた者(又はそれに準ずる者)が**1~2名以上**確保されていること。

投資判断を行う部門(担当者)と注文を発注する部門(担当者)を分離しないことも許容。

★適格投資家向け投資運用業の場合・・・

金商業者で、少なくとも**1年以上**、法令遵守等業務に従事していた者(又はそれに準ずる者)が**1~2名以上**確保されていること。また、外部委託も可能となります。(その場合は、委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているかの検証、委託先のグループ法人や弁護士等に対する審査等あり)





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和6年1月）

VI-3 諸手続（投資運用業）

VI-3-1 登録

VI-3-1-1 投資運用業

（1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和4年7月）

- ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
- ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
- ホ. 上記ハ及びニのほか、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - ア. 帳簿書類（VI-3-2-4に規定する帳簿書類を含む。）・報告書等の作成、管理
 - イ. ディスクロージャー
 - ウ. 運用財産の分別管理
 - エ. リスク管理
 - オ. 電算システム管理
 - カ. 管理部門による運用状況管理、顧客管理
 - キ. 法人関係情報管理
 - ク. 広告審査
 - ケ. 顧客情報管理
 - コ. 苦情・トラブル処理
 - サ. 運用部門による資産運用業務の執行
 - シ. 内部監査
 - ス. 投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査

★適格投資家向け投資運用業の場合・・・
左記体制整備が可能な要員が、1～2名以上確保されていること。
法令等遵守が整備されると認められる場合は、コンプラ担当者と同一人物となることを妨げない。





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆ 主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

④人・組織の要件

人的構成要件

<人的構成要件の落とし穴>

- ①過去勤務した金融商品取引業者での出来事
（行政処分、届出遅延、転職歴等）
- ②雇用形態
- ③常勤性
- ④他社との兼職
- ⑤自社内の兼務
- ⑥外注の可否





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

主要株主（※）規制

（※）総議決権の20%以上の議決権を保有している者等

- ・主要株主が欠格事由（成年被後見人等）に該当していると、登録不可
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業のみ）の主要株主となった者（主要株主でなくなった時）は、遅滞なく、届出が必要

取締役又は執行役の兼職規制

- ・投資運用業者の取締役等が、他の会社の取締役・会計参与・監査役・執行役に就任（退任）した時は、遅滞なく、届出が必要





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

兼業規制

・「付随業務」「届出業務」「承認業務」

付随業務	金融商品取引業の他に、金融商品取引業に付随する業務として、行うことが認められている業務 例) M&A等に関するアドバイザリー業務、経営コンサルティング 等
届出業務	金融商品取引業及び付随業務の他に、届出をすることで兼業が認められる業務 例) 貸金業、宅地建物取引業、不動産特定共同事業 等
承認業務	金融商品取引業、付随業務及び届出業務の他に、承認を受けることで兼業が認められる業務





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

☞ 金融ADR制度への対応

- ・一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「協会」）への入会
- ・協会入会に伴う費用

入会金	100万円
会費	投資運用業等に係る営業収益×所定の係数（※） ○頭打ち（上限）：算出額が800万円を超えるものは800万円 ○足切り（下限）：算出額が40万円未満のものは40万円 （※）「所定の係数」は0.25%を基準とし、上下30%の範囲（0.175%～0.325%）内で、各事業年度の協会予算案に基づき理事会で定めます。

（同協会HP「入会金・会費」より）





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

【参考】「金融商品取引法（第29条の4（登録拒否事由））」

ニ 協会（括弧内省略）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（括弧内省略）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

【参考】「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和4年7月）

VI-2-12 協会未加入業者に関する監督上の留意点

（1）主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（VI-2-12において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆主な登録要件（実務上の確認ポイントを含む）

⑤その他の要件

☞ 登録拒否事由への非該当

- ☑ 金融商品取引業登録を取り消され、その取消から5年を経過しない者
- ☑ 他に行う事業が公益に反すると認められる者
- ☑ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
- ☑ 法人の場合：役員又は政令で定める使用人が以下に該当する者
 - ・成年被後見人若しくは被保佐人
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行後5年を経過しない者
- ☑ 国内に営業所又は事務所を有しない者 等



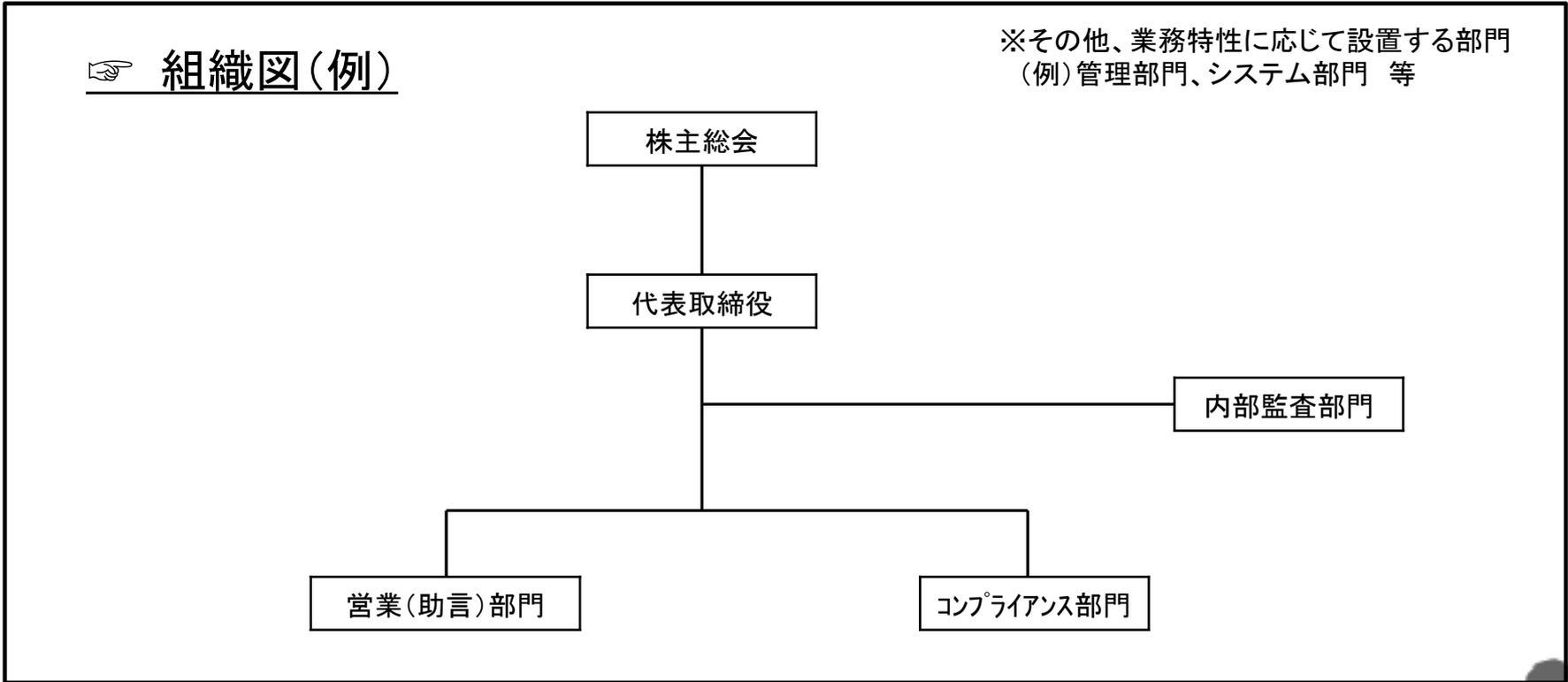


主な登録要件(投資運用業(投資一任業))

◆[参考]投資助言・代理業の場合

「投資運用業」で求められる組織に比べると、随分シンプルな組織になります。

①人・組織の要件





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

◆[参考]投資助言・代理業の場合

②その他の要件



会社の要件

- ・定款の目的欄に「投資助言・代理業」等の記載があること



事務所の要件（投資運用業と同じ）

- ・適切な事務所の使用権限を有していること
- ・物理的な独立性を確保できていること



財産の要件

- ・営業保証金（500万円）の供託をすること
- ・決算内容・決算見込みが良好であること（経営状況の安定性）



その他

- ・金融ADR制度への対応（（一社）日本投資顧問業協会への入会）
※投資助言・代理業者の場合：入会金20万円、会費10万円
- ・登録拒否事由への非該当





主な登録要件（投資運用業（投資一任業））

[ケース] いきなり投資運用業に必要な人員を確保するのは難しい・・・

投資助言・代理業だけでも活用の余地がある場合は、以下の選択肢も。

①投資助言・代理業だけで“新規登録”を受ける



②投資助言・代理業を行いながら、徐々に人員を確保する



③投資運用業を追加する“変更登録”を受ける

“変更登録”
=ここに「○」を追加する

業務の種類別			
第一種	第二種	投資助言・代理業	投資運用業
		○	

[ポイント]

1. 登録年月日・登録番号(関東財務局長(金商)第●号)は変更にならない
2. 自社の投資助言・代理業者としての実務経験も、人的構成要件の説明材料として一部活用できる
3. 新規登録の標準処理期間は「2ヶ月」、変更登録の標準処理期間は「1ヶ月」

